



株式会社 アステム

(2009年度版)

【はじめに】

本書は、平成 21 年 3 月期における当社の会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

- [会社の沿革] 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- [会社の目的] 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- [事業の内容] 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- [財務の概要] 平成 21 年 3 月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- [主要株主名] 株主 4 名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- [役員の状況] 当社の役員の氏名、所有株式数を記載しています。
- [従業員の状況] 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- [営業方針] 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- [当社及び当業界を取巻く環境] 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。
- [営業の経過及び成果] 当社の平成 20 年度における業績について記載しています。
- [対処すべき課題] 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- [受託業務管理規則] 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

[財務比率]

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額} (*)}{\text{リスク額} (*)} \times 100$$

(* 「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第 38 条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第 211 条第 1 項に基づく施行規則第 99 条の規定により算出したものです。）

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額（＊）}}{\text{資本金額}} \times 100$$

（＊「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。）

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額（＊）}} \times 100$$

（＊「総資産額」とは、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。）

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負債合計額}}{\text{純資産額（*）}} \times 100$$

（*「純資産額」とは、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。）

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流動資産額}}{\text{流動負債額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

1. 会社の概況

①会社名等

商品取引員名 : 株式会社アステム
代表者名 : 代表取締役社長 阿竹 康之
所在地 : 大阪市中央区大手前1丁目7番31号
電話番号 : 06-4790-3401(代表)

②会社の沿革

当社は、個人商店で大阪穀物取引所に加入しておりましたが、昭和37年1月に会社組織として新しく創業することになりました。

年 月	概 要
昭和37年 1月	商品先物取引の受託業務を目的として、脇田米穀株式会社を大阪市都島区東野田町2丁目9番15号に創業。農林水産大臣より、大阪穀物取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける。資本金1,500万円。
昭和42年 9月	資本金3,000万円に増資。
平成 6年 8月	カンサイフューチャーズ株式会社に社名変更。
平成 7年 7月	資本金6,000万円に増資。
平成 8年12月	資本金1億8,000万円に増資。
平成 9年 6月	資本金3億6,000万円に増資。
平成11年 7月	資本金4億5,000万円に増資。
平成14年 8月	株式会社アステムに社名変更並びに大阪市中央区に本社移転。
平成21年 2月	受託会員から取次取引員へ業態変更

③会社の目的

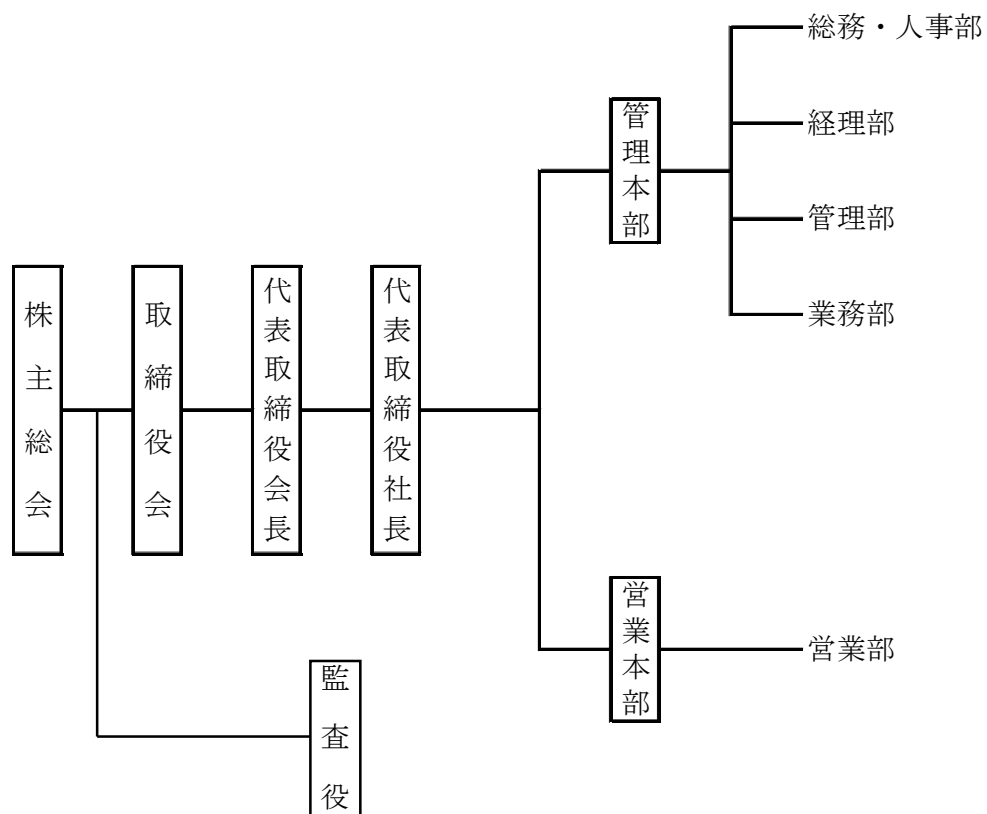
1. 商品取引所法の適用を受ける商品取引所の商品市場における上場商品並びに商品指数の売買及び売買取引の受託業務
2. 農産物及飼料並肥料等の売買
3. 木材、木製品、合板と其の加工品の売買並びに其の商品売買の仲介及び売買取引の受託業務
4. 外国為替取引業務
5. 上記に付帯する一切の業務

(注) 上記のうち、 線部分の事業は、現在行っておりません。

④事業の内容

(1)経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。



(2)業務の内容

(a)主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託の取次業務

当社は、商品取引所法第190条第1項に基づき、農林水産大臣及び経済産業大臣から商品取引受託業務の許可を得た商品取引員であり、岡安商事株式会社を取次先として、下記の商品市場における取引の取次業務を行っております。（許可番号：農林水産省指令16総合第1870号・経済産業省 平成17・03・16商第1号）

取引所名	市場名	農産物	穀物指数	農産物	水産物	砂糖	鉄スクラップ	貴金属	アルミニウム	石油	ゴム	上場商品名
関西商品取引所		○										小豆、米国産大豆、とうもろこし
			○									穀物指数、コーヒー指数
				○								冷凍えび
						○						粗糖
東京穀物商品取引所		○									小豆、一般大豆、NON-GOM大豆、トウモロコシ、アラビカコーヒー、ロブスタコーヒー、生糸	
中部大阪商品取引所						○					鉄スクラップ	
東京工業品取引所								○				金、金ニ、銀、白金、白金ニ、パラジウム
									○			アルミニウム
										○		ガソリン、灯油、原油
											○	ゴム

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b)従たる業務

該当事項はありません。

⑤営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本 社	大阪府大阪府中央区大手前1丁目7番31号	06-4790-3401

⑥財務の概要

決算年月 平成21年3月期

(a) 資本金	450,000	千円
(b) 純資産額 *1	454,307	千円
(c) 総資産額	796,806	千円
(d) 営業収益	484,390	千円
(うち、受取委託手数料)	(519,414)	千円
(e) 経常利益	72,915	千円
(f) 当期純損失	△151,085	千円

*1 純資産額は、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

⑦発行済株式総数

発行済株式の総数 900,000 株 (平成21年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧主要株主名

氏名	所有株式数	発行済株式総数に対する所有株式数の割合
阿竹 壽夫	490 千株	54.4 %
阿竹 康之	370.5	41.2
山本 忠弘	22	2.4
阿竹 美尚	17.5	2.0
計	900	100.0

⑨役員状況

役員及び職名	氏名・生年月日	所有株式数
代表取締役 会長	阿 竹 壽 夫 昭和11年4月29日	千株 490
代表取締役 社長 (営業本部長)	阿 竹 康 之 昭和35年4月8日	370
取締役 (管理本部長)	山 下 好 一 昭和35年3月28日	0
監査役 (非常勤)	牛 居 秀 雄 大正10年12月4日	0
計	4名	860

(注) 1. 所有株式数の千株未満は切り捨てております。

⑩従業員状況

	総 計	男 女 別		営 業 ・ 非 営 業	
		男	女	営 業	非 営 業
従 業 員 数	37 人	27 人	10 人	22 人	15 人
平 均 年 齢	33 才	35 才	29 才	33 才	33 才
平均勤続年数	7 年	7 年	6 年	5 年	9 年
外 務 員 数	21 人	19 人	2 人		

2. 営業の状況

①営業方針

当社は創業以来の「お客様第一主義」を基本に、お客様のニーズに合った、生きた情報と良質のサービスの提供等、お客様の立場に立ったアドバイザー業務の質の向上に全社を挙げて取り組み、お客様の信頼に応えられるパートナーシップの構築を目指しております。

近年わが国における商品先物市場を取り巻く環境の大きな変化については、これを市場経済社会の成熟化の行程と位置づけ、多様な委託者の利便に奉仕できる対面による営業機能を充実させることで顧客満足の不断の向上を目指しています。

また、当業型取引員の時代より培った穀物取引の実績を生かして、関西商品取引所・東京穀物商品取引所の農産物市場をメインに、委託の取引を営業の中心としており、コンプライアンス、リスク管理を中心とした内部統制の機能の強化により、お客様の取引の信頼性を社会の要請に見合ったものとなるよう取り組んでおります。

当社では、これらの課題に対応するべく、社内研修制度を充実させ、社員一人一人の意識の向上と、透明で実効性のある経営体制の構築を進めております。

②当社及び当業界を取巻く環境

わが国の経済は、世界的な金融市場の混乱により、国内企業は厳しい経済環境に曝され戦後最悪の経済環境となっております。

商品先物業界におきましても、商品取引所法改正による行為規制、サブプライム・ローン問題による金融不安の影響により、全国商品取引所総売買が、平成16年3月期(311,670千枚)より5期連続して売買高の減少となり、当期は34.8%減の92,623千枚まで落ち込み、市場規模の縮小に未だ歯止めが掛かっていない状況であります。

業界といたしましては、東京工業品取引所の金先物ミニ取引が6限月制に拡大され、白金先物ミニ取引もスタートした一方、同商品取引所の取引時間延長への対応が、取引員の経費負担増につながり経営を圧迫しております。

③営業の経過及び成果

(1) 受取手数料部門

当会計年度は、金融市場の混乱や急激な円高の進行により、国内商品が乱高下を繰り返す相場展開となり、個人投資家の取引参加が慎重さを増し出来高の低迷に拍車をかけることとなりました。このような状況の中、当社の総売買高は、300千枚(前期比33.6%減)となり、受取手数料は商品先物取引で5億1941万円(前期比35.7%減)を計上しました。

(2) 売買損益部門

農産物を中心とした自己ディーリングによる商品先物取引の総売買損益は△35百万円を計上しました。

以上の結果、当期の営業損失は△106百万円、経常利益は73百万円となり、当期純損失は△151百万円となりました。事業年度における受取手数料及び売買損益は、次の通りであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第48期 (自 平成20年4月 1日) (至 平成21年3月31日)
	農 産 物 市 場	
石 油 市 場		18,072
ゴ ム 市 場		72
天然ゴム指数市場		41
貴 金 属 市 場		12,123
合 計		519,414

(注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第48期 (自 平成20年4月 1日) (至 平成21年3月31日)
	農 産 物 市 場	
石 油 市 場		7,559
貴 金 属 市 場		△ 44
合 計		△ 35,024

(注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期 別 内 訳	第48期 (自 平成20年4月 1日) (至 平成21年3月31日)		
		委 託	自 己	合 計
農 産 物 市 場		198,830	51,554	250,384
石 油 市 場		32,706	11,469	44,175
ゴ ム 市 場		26	0	26
天然ゴム指数市場		22	0	22
貴 金 属 市 場		5,656	28	5,684
合 計		237,240	63,051	300,291

(注) 売買高には、受渡による決済数量は含まれておりません。

④対処すべき課題

商品先物取引業界を取り巻く環境は、依然厳しい環境が続いております。

このような環境下において当社は、「コンプライアンスを重視した経営」、「お客様からの信頼を勝ち取るビジネスモデルの構築」を目標としております。コンプライアンス部門では、従業員に対して法令遵守の意識を高める研修を継続的に実施し、お客様に安心してお取引をいただけるよう努めると共に、財務基盤の強化を両輪として、新たな時代に相応しい体制を整え、より一層の強化を図ってまいります。

⑤受託業務管理規則

(目的)

第1条 この規則は、商品先物取引に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大と、委託者の保護育成を図ることにより、業界の健全な発展に資するため、受託業務の適正な運営及びその管理に必要な事項を定める。

(管理組織)

第2条 当社は、受託業務に係る責任の所在の明確化を図るため、管理責任者を次のとおりおくものとする。尚、管理責任者は営業部門を兼務しない。

- ①管理総括責任者を取締役管理本部長とする。
- ②管理総括責任者を補佐する副総括責任者は、本店管理部長とする。
- ③管理担当責任者は、本社及び従たる営業所の管理部の長とする。

2. 管理部の職務は次のとおりとする。

- ①「顧客カード」及び「口座設定書」を精査し、顧客の選別並びに受託の適否の決定。
- ②顧客管理のための「顧客カード」及び「口座設定書」の整備。
- ③委託者の資金力・取引経験等からみて不相応、不適切と判断される売買取引の抑制。
- ④商品先物取引の経験のない委託者からの受託に係る第9条に基づく審査。
- ⑤登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導及び牽制。
- ⑥取引内容に不適正な状況が認められた場合の迅速な措置。
- ⑦外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導及び遵守状況の監視並びに不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置。
- ⑧委託者からの苦情・紛争が生じた場合の調査並びに適切な対応。
- ⑨過去に恣意的に紛争を多発した委託者の参入予防措置。
- ⑩商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置。(アンケート調査)
- ⑪その他委託者の保護育成に必要と認められる事項。
- ⑫取締役会への管理総括責任者による管理業務の定例報告。

(取引意思の確認及び属性の把握)

第3条 当社は、商品先物取引を行おうとする委託者より約諾者の差入れに先立って、以下に掲げる項目について委託者に直接記入を求める「口座設定書」の差入れを受けるものとする。

- ①氏名、性別、生年月日、住所、連絡先
- ②家族構成(配偶者の有無、子、その他)
- ③職業、役職、勤務先及び勤務先住所
- ④年収、預貯金等の資産の額、住居の状況(持家、借家等)
- ⑤先物取引経験の有無(取引会社名、取引期間、投資額)
- ⑥株式等経験の有無(取引会社名、取引期間、投資額)
- ⑦投資可能資金額
- ⑧商品先物取引理解度

⑨受託契約を締結する目的

2. 前項第7号に定める投資可能資金額の申告にあたっては、投資可能資金額とは、顧客が取引証拠金等の性質を十分に理解した上で、損失を被っても生活に支障のない範囲で取引証拠金等として差入れ可能な資金総額をいい、既に商品先物取引によって損失等が発生している場合には、顧客が当初届け出た投資可能資金額から当該損失等を控除した額を当該顧客の投資可能資金額とする旨を、事前に分かりやすく説明し、理解させるものとする。
3. 担当外務員は、第1項の口座設定書の記載に基づき、顧客カードを作成し、これを管理担当責任者に提出するものとする。なお、口座設定書及び顧客カードは取引開始後、全て本店に備え付けるものとし、当該支店にはその写しを備え付けるものとする。
4. 顧客カードの記載内容に変更があった場合には訂正措置を施すものとする。
5. 勧誘、契約、売買指示の各段階において、委託者の取引意思を確認するための手続きを明確にし、委託者の取引意思を確認したこと、その意思を忠実に実行していること等についての記録の充実をはかることとする。なお、当該記録の保存期間は取引終了後3年間とする。

(商品先物取引不適格者の参入防止措置)

第4条 当社は、次の各号に該当する委託者への勧誘は常に不適合なものとして一切これを行わず、受託も行わないものとする。また勧誘の過程及び取引の途中に委託者が各号に該当することが明らかになった場合には、以後一切の勧誘及び受託を行わないものとする。

- ①未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者に対する勧誘
 - ②生活保護法による保護を受けている世帯に属する者に対する勧誘
 - ③破産者で復権を得ない者に対する勧誘
 - ④商品先物取引をするための借入の勧誘
 - ⑤若年者（25歳以下）に対する勧誘
 - ⑥元本欠損又は元本を上回る損失が生じるおそれのある取引をしたくない者に対する勧誘
2. 当社は、次の各号に該当する委託者への勧誘は不適合に準ずるものとして原則としてこれを行わず、受託も行わないものとする。但し、次項に掲げる場合にあってはこの限りでない。
- ①長期療養者及びそれに準ずる者に対する勧誘
 - ②一定以上の収入(年間500万円以上)を有しない者に対する勧誘
 - ③農業・漁業等の協同組合、信用組合、信用金庫等及び公共団体等の公金出納取扱者、企業の財務ないし経理担当者に対する勧誘
 - ④一定の高齢者に対する勧誘(75歳以上)
 - ⑤恩給、年金、退職金、保険金等により主として生計を維持する(収入の過半を占めている)者に対する勧誘
 - ⑥投資可能資金額を超える取引証拠金等を必要とする取引に係る勧誘
3. 前項各号に掲げる者について、委託者本人の自書により、自らが適合性原則に照らし

て原則として不相当と認められる勧誘の対象者であることを理解しているとともに、以下に掲げる例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面による申告があり、かつ、当該例外要件を満たすことが確認できる場合であって、管理総括責任者が認めた場合に限り、前項の適用を除外するものとする。

- ①前項第1号及び第3号に該当する者について、委託者本人より取引を行いたい旨の自書による申出書の差入れがあり、管理総括責任者が正当な理由があると認めること
 - ②前項第2号及び第5号に該当する者について、委託者が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること
 - ③前項第4号に該当する者について、委託者が直近3年以内に延べ90日以上にわたり商品先物取引を行った経験ないし直近3年以内に延べ90日以上にわたり有価証券の信用取引や為替証拠金取引等レバレッジ性を有する取引の経験があることなど、商品先物取引を行うのにふさわしい十分な投資経験があると認められること及び商品先物取引の仕組み・リスクその他説明を受けた事項を的確かつ十分に理解しており、委託者保護に欠けるところがないと認められること。
 - ④前項第6号に該当する者について、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること
4. 75歳未満の高齢者についても、予期せぬ大きな損失を被ることにより、老後の生活の備えとして蓄えた資産まで投資する取引を勧誘することのないよう注意するものとする。
 5. 第1項各号及び第2項各号に該当しない者であっても、管理担当責任者がその者の資金力、理解度等からみて商品先物取引を行うにふさわしくないと認定した者に対しては、委託の勧誘及び受託を行わないものとする。

(適合性の審査)

第5条 管理担当責任者は、商品先物取引を行おうとする委託者について、口座設定書及び「顧客カード」等の書類に基づき、適合性の審査を行う。

2. 管理総括責任者又は副総括責任者は、前項審査の後、再度委託者の十分な自覚のもとに自己の判断と責任に基づいて申し入れされているかについて審査し、受託の適否に係る最終判断を行うものとする。
3. 管理総括責任者又は副総括責任者は、前項の判断に係る記録として、審査者、審査日、審査結果及び判断根拠等を記した記録を作成し、これを保存するものとする。
4. 第2項に定める最終判断が終了する前に約諾書の差入れ、証拠金の受入れ及び売買の受注を行わないものとする。

(取引証拠金の額及び請求方法)

第6条 当社が定める取引証拠金の額は、全ての委託者につき、商品取引所が定める取引本証拠金基準額と同額とする。

2. 当社が定める取引追証拠金の額は値洗い損金が取引本証拠金の2分の1を超えることとなったときに請求するものとし、その額は当該値洗い損金の額とする。
3. 前2項における取引証拠金の額等の決定またはその変更については、委託者に周知す

るとともに、社内にこれを徹底し、その記録を3年間保存するものとする。

4. 前項に係る社内責任者は、管理総括責任者とする。

(勧誘に際しての留意事項)

第7条 商品先物取引の委託の勧誘は、商品取引所法及び同施行規則に則って行い、委託者に対しては、社名及び商品先物取引の勧誘である事を告知するとともに、その勧誘を受ける意思の有無を確認するものとする。なお、担当外務員は、当該告知及び意思の確認に係る記録を作成し、管理部はこれを保存するものとする。

2. 勧誘を拒否した者(委託を行わない旨の意思及び委託の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を表示した者を含む)に対し、再度の勧誘を行わないものとし、当該者に係る情報を全社的に周知する等再勧誘を行わないよう所要の措置を講ずるものとする。

3. 以下に掲げる勧誘行為は、これを行わないものとする。但し、第1号において顧客の都合による事前の具体的な指示又は承諾に基づく場合は、管理担当責任者の許可を得てこれを行うことができる。

- ①午後9時から翌午前8時の時間帯に、電話又は訪問により行う勧誘
- ②顧客の意思に反して、長時間にわたり行う勧誘
- ③顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせるような勧誘
- ④顧客が迷惑であると表明した時間・場所・方法で行う勧誘

(説明義務の履行)

第8条 担当外務員は、勧誘に先立って、受託契約準則及び「商品先物取引・委託のガイド」等の関係書面を交付するとともに、それらを用いて以下の事項を説明するものとし、まず初めに第1号及び第2号に定める事項を説明し、顧客の理解を書面により確認した後に、第3号ないし第6号に定める事項を説明し、顧客の理解を同様の方法により確認するものとする。

- ①商品先物取引は、取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターン取引であること
- ②商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること
- ③取引証拠金等に関する事項
- ④委託手数料に関する事項
- ⑤禁止事項の概要及び当該行為が禁止されている趣旨
- ⑥その他商品取引所法施行規則第104条に定める事項

2. 取引に関する専門知識及び経験を有する委託者から本条に定める事項について説明不要との意思表示があった場合であっても、前項に定める説明は必ずおこなうこととする。

(委託者の保護育成措置)

第9条 当社は、直近の3年以内に延べ90日以上の商品先物取引の経験がない者を未習熟委託者とし、当該委託者の保護育成措置として、取引開始後3ヶ月の習熟期間内において、次の事項を遵守するものとする。

- ①未習熟委託者の習熟期間内における取引量は、第3条に定める口座設定書により申告

を受けた投資可能資金額の3分の1を限度とする。

- ②前号の規定にもかかわらず、未習熟委託者より前号の限度を超える建玉の要請があった場合には、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認することができ、かつ、当該委託者から、商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及び例外の要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認する旨の自書による書面での申告があり、管理総括責任者が認めた場合に限り、これを認めるものとする。
- ③管理部は、習熟期間中の全ての委託者に対し、商品先物取引に係る理解度を確認するため、第8条の規定に準じた項目に関するアンケート調査を2回実施するものとし、未だ理解が十分でないと思われる委託者については、管理部が再度説明を行う等の所要の措置を講ずるものとする。

(受託業務における禁止行為)

第10条 商品先物取引の受託及び委託の勧誘にあたっては、商品取引所法、同施行規則、受託契約準則、日商協「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為を行ってはならない。

(違反者に対する懲戒)

第11条 社長は、前条に掲げる禁止行為があったと認められた場合、管理総括責任者の具申に基づき、関係者に対して就業規則第56条及び第57条の規定に準じて制裁を行う。

(不正資金の流入防止)

第12条 商品先物取引の受託にあたっては、委託者の横領等による不正資金の流入を防止するため「顧客カード」、「口座設定書」等によって知り得た委託者の職業(役職)や年収、資産状況等の個々のデータに基づき、取引の資金が自己資金の限度を超える疑いがあると思料されるときは、管理担当責任者は疑義の解明の為の調査を行い、管理責任者はその調査結果に基づいて受託の適否を協議するものとする。

- ①不正資金の流入防止策は、第4条2項③号の項に該当する委託者については本人直筆の申出書の徴収を義務付けているが、当該委託者の実入金額が3,000万円を超えた時、当該委託者の資金について調査を開始する。
- ②調査に当たっては、前号の基準を超過した時、資金の出所を当該委託者から聴取することとする。
- ③調査に当たっては、管理部が中心となり営業部門からも事情聴取するものとし、営業部門はその把握している当該委託者の情報を全て管理部の責任者に報告する等、調査に協力しなければならない。
- ④当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明した時は、当該委託者に速やかに決済するよう要請するものとし、その後の受託はしないものとする。
- ⑤前項の調査についてはその記録を作成し、10年間保存するものとする。

(現金の授受に関する措置)

第13条 委託者との間の入金及び出金は原則として振込みにより行う。

但し、やむを得ず現金の授渡しを行う必要がある場合には下記の措置を講ずることと

する。

- ①担当者は委託者ごとにその必要性について記載した書面を添えて管理担当責任者に申告を行う。
- ②管理担当責任者は現金授受の必要性につき審査を行い、正当であると認められる場合、管理総括責任者の承認を得て許可する。
- ③取引証拠金等を現金により授受する場合には予め金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行う。
- ④外務員が委託者から現金で授受を行った場合は、管理部職員がその後、当該委託者に対し、電話等で入出金の額、日付、担当外務員の氏名等について確認を行う。
尚、本確認については委託者にあらかじめ周知しておくこととする。
- ⑤現金の授受に当たっては、原則複数の役職員で対応する。
但し、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には営業部門の責任者又は支店長の承認を得る。

(広告)

第14条 当社において、受託等業務に関する広告および宣伝を行おうとする場合は、当該広告および宣伝の様式、内容等が日本商品先物取引協会の定める会員の広告等に関する規則に沿った適切なものであるかにつき本支店の管理担当責任者が審査を行い、使用については管理総括責任者の許可を得るものとし、その表示方法及び内容の適正を期するものとする。但し、東京支店に関しては本社の管理担当責任者と共同で審査を行う。

(勧誘方針の策定及び公表)

第15条 勧誘方針は下記の事項について定め、本支店において顧客の見やすい場所に掲示して閲覧の用に供するとともにインターネットのホームページに掲載する。

- 一. 適合性の原則に沿った営業の実践
- 二. 不当勧誘の禁止
- 三. 説明義務の履行
- 四. 社内研修の実施

(日本商品先物取引協会への届出)

第16条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て行い、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。

付 記

1. 本規則は、平成10年9月1日より実施する。
2. 本規則は、平成12年4月1日より実施する。
3. 本規則は、平成13年4月1日より実施する。
4. 本規則は、平成13年6月15日より実施する。
5. 本規則は、平成15年4月1日より実施する。
6. 本規則は、平成15年6月6日より実施する。
7. 本規則は、平成16年1月5日より実施する。
8. 本規則は、平成17年5月1日より実施する。

9. 本規則は、平成 17 年 9 月 12 日より実施する。
10. 本規則は、平成 19 年 9 月 14 日より実施する。
11. 本規則は、平成 20 年 4 月 1 日より実施する。

⑥外務員の登録状況

期 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期 登録外務員数
39名	10名	28名	21名

⑦委託者に関する事項

期 委託者数	新規委託者数	期 委託者数
307名	118名	195名

⑧苦情・紛争・訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの

	当該年度中の解決案件			当該年度中の未解決案件		
	苦情 相互の話し合いによる解決	紛争 紛争処理機関での解決	訴訟	苦情 相互の話し合い中	紛争 紛争処理機関で処理中	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 3件	0件	0件	0件	3件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 3件	1件	0件	1件	1件	0件	0件
合計 6件	1件	0件	1件	4件	0件	0件

- (注) 1. 苦情とは、受託等業務に関し、顧客等から当社に対して異議、不平、不満等が表明され、又は紛争処理機関に相互の話し合いによる解決の申出があったものをいう。
2. 紛争とは、受託等業務に関し、顧客等の異議、不平、不満等に起因する当社と顧客との主張の相違や対立が具体化し、顧客等から紛争処理機関にあっせん等の申出があったものをいう。
3. 紛争処理機関とは、日商協、商品取引所、主務大臣が指定する団体、消費者基本法又は弁護士法の規定によるあっせん機関等をいう。
4. 訴訟とは、裁判所に顧客等から提訴があったものをいう。
5. 一つの案件が苦情、紛争又は訴訟に重複して該当する場合には、最終時点の状態を記載している。例えば、苦情申出後に紛争に移行した場合には、苦情では記載せず紛争に記載し、苦情、紛争を経て訴訟に移行した場合は、苦情、紛争では記載せず訴訟で記載している。

(b) 当社が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	紛争	訴訟	紛争	訴訟
当該年度に新規に発生した案件の件数 1 件	0 件	0 件	0 件	1 件
前年度から継続している案件の件数 0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合計 1 件	0 件	0 件	0 件	1 件

(c) 双方が提起したもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	訴訟		訴訟	
当該年度に新規に発生した案件の件数 0 件	0 件		0 件	
前年度から継続している案件の件数 0 件	0 件		0 件	
合計 0 件	0 件		0 件	

(注) 双方が提起したものとは、同一の事案について顧客及び当社がそれぞれ相手方に対して訴訟（反訴を含む）を提起したものをいう。

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
前年度から継続している案件の件数 0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
合計 0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

- (注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。
2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。

3. 経理の状況

①貸借対照表

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[流動資産]	[693,371]	[流動負債]	[324,805]
現金預金	148,521	短期借入金	10,000
委託者未収金	3,361	未払法人税等	789
保管有価証券	810	預り証拠金	309,360
差入保証金	236,563	その他の流動負債	4,656
預託金	11,550		
委託者先物取引差金	68,709		
その他の流動資産	225,128		
貸倒引当金	△ 1,270		
[固定資産]	[103,434]	[固定負債]	[15,602]
有形固定資産	(24,134)	退職給付引当金	15,602
建物	9,175		
車両	6,597	[引当金]	[49,929]
器具及び備品	2,662	商品取引責任準備金	49,929
土地	5,700		
無形固定資産	(14,133)		
電話加入権	4,444		
ソフトウェア	9,690		
投資その他の資産	(65,167)	負債合計	390,336
投資有価証券	250	(純資産の部)	
出資金	6,000	株主資本	[406,470]
長期未収債権	8,211	[資本金]	[450,000]
長期差入保証金	45,494	[利益剰余金]	[△ 43,530]
長期貸付金	1,600	利益準備金	28,500
長期前払費用	236	その他利益剰余金	△ 72,030
その他の投資	12,192		
貸倒引当金	△ 8,816		
資産合計	796,806	純資産合計	406,470
		負債純資産合計	796,806

②損益計算書

損 益 計 算 書
 [自 平成20年4月 1日
 至 平成21年3月31日]

(単位:千円)

科 目		金 額	
経 常 損 益	営 業 損 益	営業収益	
		受取手数料	519,414
		売買損益	△ 35,024
		484,390	
		営業費用	
		販売費及び一般管理費	590,159
		営業損失	△ 105,769
の 部	営 業 外 損 益	営業外収益	
		受取利息	777
		受取配当金	172,095
		15,933	188,804
		営業外費用	
		支払利息	245
		その他	9,876
		経常利益	72,915
特 別 損 益 の 部		特別利益	
		貸倒引当金戻入益	908
		商品取引責任準備金戻入	1,000
		固定資産売却益	354
		特別損失	
		商品取引責任準備金繰入	21,405
		取引所脱退損	202,135
		固定資産除却損	2,011
			225,550
税引前当期純損失			△ 150,374
法人税、住民税及び事業税			711
当期純損失			△ 151,085

③株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

〔 自 平成20年 4月 1日
至 平成21年 3月31日 〕

(単位:千円)

【株主資本】			
資本金	前期末残高		450,000
	当期末残高		450,000
利益剰余金			
利益準備金	前期末残高		28,500
	当期末残高		28,500
その他利益剰余金			
別途積立金	前期末残高		106,500
	当期末残高		106,500
繰越利益剰余金	前期末残高		△27,445
	当期変動額	当期純損失	△151,085
	当期末残高		△178,530
利益剰余金合計	前期末残高		107,555
	当期変動額		△151,085
	当期末残高		△43,530
株主資本合計	前期末残高		557,555
	当期変動額		△151,085
	当期末残高		406,470
純資産の部合計	前期末残高		557,555
	当期変動額		△151,085
	当期末残高		406,470

④個別注記表

個別注記表
〔自平成20年4月1日〕
〔至平成21年3月31日〕

(単位:千円)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

(a) その他の有価証券

移動平均法による原価法

(b) 保管有価証券は商品取引所法施行規則第39条の規定により、商品取引所が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次のとおりであります。

利付国債証券	額面金額の85%
社債(上場銘柄)	額面金額の65%
株券(一部上場銘柄)	時価の70%相当額
倉荷証券	時価の70%相当額

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

但し、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

無形固定資産 定額法

(3) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

(c) 商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

(4) 営業収益の計上基準

(a) 受取手数料

委託者が取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済したときに計上しております。

(b) 売買損益(商品先物取引損益)

反対売買により取引を決済したときに計上しております。また、未決済建玉については時価による評価損益を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、未経過リース料総額は、1,906千円であります。

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

1.有形固定資産の減価償却累計額	47,118 千円
2. 担保に供している資産及び対応債務	
(1)担保資産	
現金及び預金	11,550 千円
対応債務	
商品取引所法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づき委託者保護基金代位弁済保証額	33,000 千円
(2)預託資産	
取引証拠金等の代用として(株)日本商品取引清算機構へ預託している資産	
保管有価証券	810 千円
(3)分離保管資産資産	
商品取引所法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象資産の金額	580 千円
同法施行規則第98条の規定に基づき、委託者資産保全措置額	33,000 千円
3. 取締役に対する金銭債務	10,000 千円

3. 1株当たりの情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	451円63銭
(2) 1株当たり当期純損失	△167円87銭

4. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成21年4月21日開催の臨時株主総会において、当社の資本金を4億5000万円から3億5000万円減少し、1億円にすることを決議いたしました。減資の効力発生日は平成21年5月25日であり、平成21年5月28日に登記が完了しております。

⑤監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表については、会社法に準じた会計監査人の監査を受けております。

⑥財務比率

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額/リスク額×100]	2,921%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額/資本金額×100]	101%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本/資本金額×100]	101%
(d) 自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	57%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本/総資産額×100]	81%
(f) 負債比率 [負債合計額/純資産額×100]	75%
(g) 流動比率 [流動資産額/流動負債額×100]	213%